

糸保第 315 号
令和 2 年 9 月 30 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



登園自粛要請期間の求職活動の事由における就労開始期限について
(通知)

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和 2 年 7 月 31 日付
糸保第 212 号「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請に
ついて」文書にて、求職活動の事由における就労開始期限についてお知ら
せいたしました。今後下記のように取り扱いますのでよろしくお願いいた
します。なお、令和 2 年 8 月 1 日から保護者の皆様への登園自粛要請を
行っておりますが、沖縄県の警戒レベルが令和 2 年 9 月 30 日現在も第 3
段階であることから、登園自粛要請は継続中でございます。警戒レベルが
第 2 段階に引き下げられた時は自粛を解除する予定でございます。

○保育の必要性が「求職活動」である方の就労開始期限について

4 月、5 月、8 月及び 9 月以降の登園自粛要請期間について、その間の就
労開始期限を延長いたします。

ただし、これは新型コロナウイルス感染症の影響で求職活動を行っても
就労先が見つからないなどの状況に対応するもので、今後は求職活動を継
続的に行っていることを証する書類（ハローワークの申込・応募書類や不
採用通知等）の提出を求め、個別に期限の延長について検討いたします。

なお、求職活動に伴い家庭での保育ができない園児については、通常通
り保育を行います。

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL : 098-840-8131